

第5章 行動計画

目標の達成に向け、行動計画における各取組を実施します。また、重点的に取り組む施策の中で指標を設定することで、施策の進捗状況や達成状況を客観的に把握します。ただし、指標については、関連計画の改訂状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

1 行動計画（10年先を見据えて）

【行動目標1】

生物多様性の保全と人の営みの調和の推進

- ① 優れた自然環境の保全・再生
- ② 里地・里山・里海の保全・再生
- ③ 希少野生動植物等の保護
- ④ 生息・生育環境に対する影響の低減
- ⑤ 野生鳥獣の適正管理
- ⑥ 外来生物対策の推進
- ⑦ 低炭素社会、循環型社会の実現に向けた取組の推進

【行動目標3】

生物多様性の価値の理解と行動の促進

- ① 生物多様性の重要性の情報発信、啓発
- ② 生物多様性の視点を取り入れた教育・学習・体験の活動の充実
- ③ 生物多様性に配慮した行動の普及

【行動目標2】

社会経済活動における生物多様性への配慮と恵みの活用の推進

- ① 生物多様性保全をより重視した農林水産業の振興
- ② 社会経済活動における生物多様性の組み込みの取組推進
- ③ 多様な地域資源の利活用の促進

【行動目標4】

未来につなぐ人材育成とネットワークの構築

- ① NPO法人等活動団体や企業等の取組の支援
- ② 多様な主体が連携・協働できるネットワークの構築
- ③ 生物多様性を支える人づくり
- ④ 生物多様性支援拠点の機能充実

(1) 生物多様性の保全と人の営みの調和の推進

① 優れた自然環境の保全・再生

- 地域固有の希少な野生動植物や優れた景観を有する瀬戸内海・宇和海・石鎚山等の自然公園や自然環境保全地域内においては、その自然環境が健全な状態で維持されるよう、法令に基づく管理を徹底するとともに、監視体制を強化するなど、適切な保全に努めます。
- 自然保護指導員、自然公園指導員を中心に、団体等のネットワーク化により情報の収集・共有、研鑽等を図り、指導者による適正な利用指導を強化します。
- 自然公園法及び愛媛県立自然公園条例に基づき、環境大臣又は知事が指定する

高山植物等の違法な採取等の防止に努めます。

- ▶ サング食巻貝等によるサングの食害など、貴重な自然環境が失われるおそれのある地域においては、被害を及ぼす貝等の駆除など関係機関が連携し、適切に対応します。
- ▶ 石鎚国定公園に設置した「石鎚山公衆トイレ休憩所」により、し尿等による自然環境への直接の負荷軽減を図るほか、利用者の登山道外への踏み入れを防止する等植生の保全にも注力することで、原生的自然を有する地域内の環境負荷の軽減と美化に努めます。
- ▶ 生物多様性に配慮し、安全で快適な自然公園の利用を確保するための駐車場、遊歩道、案内板、防護柵等を計画的に改修・整備します。

②里地・里山・里海の保全・再生

- ▶ 多様な生物の生息・生育の場である里地・里山・里海の保全・再生と多面的機能の発揮に努めます。
- ▶ 農林業の担い手確保や農林地の利用集積を図るとともに、地域での農林地等の保全活動を進め、中山間地域等直接支払制度等を活用し耕作放棄地等の発生防止と解消に努めます。
- ▶ 雑木林（広葉樹二次林）の適正管理による多様性の維持、放置竹林の荒廃・拡大防止及びその廃棄材の有効活用により里山の自然環境の保全・再生に努めます。
- ▶ ため池、農地、用排水路、林道等の農林業生産基盤の整備については、農林業者や地域住民との話し合いのもと、生態系や自然景観に配慮します。
- ▶ 地域ぐるみで取り組む農地、農業用施設、農村環境の保全・再生を図る農家と地域住民による共同活動を支援します。
- ▶ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全、利用を進めます。
- ▶ 水質浄化や多様な生物の生息・生育の場である干潟、藻場の保全や再生に努めます。
- ▶ 森、川、海を一体的にとらえ、森林の保全が将来の漁場環境の保全・再生につながることから、漁民の森づくりなどの活動を進めます。
- ▶ 沿岸域の水質や底質等の漁場環境のモニタリング、廃棄物等の除去、藻場づくりを進め、生物多様性保全をより重視した豊かな漁場づくりに努めます。
- ▶ 奥山から河口の干潟にかかる流域の一体的な生物多様性の保全・再生に努めます。

③希少野生動植物等の保護

- ▶ 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、「特定希少野生動植物」や「特定希少野生動植物保護区」の指定を行い、捕獲・採取や開発行為等を規制するとともに、保護管理事業計画を定め、個体数の増加や増殖等に努めます。
- ▶ 野生動植物の保護管理を適切に実施するため、個体やその生息・生育地等の状況をモニタリングするとともに調査・研究を行います。
- ▶ 絶滅のおそれのある野生動植物の保護管理等に活用するため、レッドデータブックの定期的な見直しを行います。

- 野生動植物保護推進員、自然保護指導員、鳥獣保護管理員等の監視・指導体制の充実を図ります。
- 天然記念物など貴重な種やその自然環境の保全や回復に努めます。
- 特に本県では里地・里山・里海に希少な野生動植物が多いことから、それらの保全や回復に努め、今後、生物多様性センター・博物館・動物園等が連携し県内の絶滅危惧種等の保全について情報共有を進めます。
- 鳥獣保護管理事業計画を定め、個体数の安定的な存続等に努めます。
- 野生鳥獣の生息状況等を調査し、生息地や渡来地などの重要な区域を鳥獣保護区等に指定し、生息環境を保全します。

④生息・生育環境に対する影響の低減

- 環境影響評価法や愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の的確な実施を図るとともに、「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号）で戦略的環境アセスメントが導入されたこと等を踏まえ、生物多様性についても十分配慮した対応に努めます。
- 各分野での個別計画や指針の策定にあたっては、生物多様性に配慮した施策や取組の導入について検討を進めます。
- 法令に基づく環境影響評価の対象とならない開発行為にあっても、生物多様性に配慮するための指針を作成し、その的確な運用を図ります。
- 木材やリサイクル資材の積極的な利用に努めるとともに、自然景観の保全など、生物多様性に配慮した工事等に努めます。
- 公共工事等の実施については、モニタリング等を行いながら状況に応じ適切に対応する管理（適応的管理）を促進します。

⑤野生鳥獣の適正管理

- 野生鳥獣による生態系への被害については、個体数管理を徹底するなど、関係機関が連携し、適切に対応します。
- 個体数の増加しているイノシシやニホンジカについては、植生や農林作物等への被害が顕著となっているため、特定鳥獣管理計画に基づき、被害の防止等のため個体数の調整に努めます。
- 侵入防護柵の設置等、有害鳥獣を侵入させないための施設整備を推進するとともに、未収穫作物の除去や農地周辺の草刈り等有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備を促進し、鳥獣害を受けにくい集落づくりを推進します。
- ICT等を利用した効果的な捕獲をはじめ、地域における捕獲隊の組織化や狩猟者の確保・育成、隣接市町や隣接県との連携一斉捕獲に取り組むとともに、捕獲後の獣肉等の有効利用を支援し、計画的かつ効率的な捕獲を進めます。

⑥外来生物対策の推進

- 外来生物の状況や生態系などへの影響についての調査や研究を進めます。
- 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、地域の生態系に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを公表し、みだりに放つことなどを

防止します。

- 外来生物の侵入や定着防止等のため、愛媛県外来生物対策マニュアルや各種調査データなどの情報提供を進め、広く県民の理解促進に努めます。
- 外来生物の被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）の普及啓発をします。
- 既に県内に定着し生態系等に影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれのある外来生物については、科学的知見に基づき防除計画を作成し、完全排除に努めます。
- 飼養動物等の遺棄の防止など、適正飼養についての啓発を行い、動物の愛護と適正管理を進めます。

⑦低炭素社会、循環型社会の実現に向けた取組の推進

- 「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に基づき、県民の暮らしと低炭素社会の両立の実現を目指し、総合的な地球温暖化防止対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を進めます。
- 「第四次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、3R活動と廃棄物の適正処理を一層推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現することで、生物多様性の保全を進めます。
- 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスとして「CO₂排出ゼロビジネス」の育成や「CO₂が見える」ものづくりの推進を図ります。
- 県産業技術研究所において、様々な分野の電動化について、地域の産学官が連携して技術支援を行います。
- 地域特有の未利用バイオマス資源からの再生可能なエネルギーの導入促進、普及及びセルロースナノファイバーの製造等有効活用を進めます。

(2) 社会経済活動における生物多様性への配慮と恵みの活用の推進

①生物多様性保全をより重視した農林水産業の振興

- 資源の循環利用による土づくりや化学肥料・農薬の使用削減など環境への負荷軽減や食の安全・安心について配慮する取組を一步進め、生物多様性保全をより重視した環境保全型農業及び「愛媛県特別栽培農産物等認証制度(エコえひめ)」を推進します。
- 生物多様性保全をより重視した環境保全型農業の技術体系と指導體制を確立するとともに消費者への理解の増進に努めます。
- 「南予の柑橘農業システム」の農業遺産への取組を通じて、生物多様性の保全に努めます。
- 林業が産業として継続することが、森林を維持し生物多様性保全につながることから、林道等生産基盤の整備や作業の集約等により効率的かつ安定的な林業経営の確立を目指します。
- 人工林では適切な保育、間伐に加え、主伐の導入、的確な更新を実施し、資源の循環利用を図るとともに、天然林では適正な維持管理により、多様な森林づくりを推進し、二酸化炭素吸収や野生動植物の生息・生育地、水源かん養などの公益的機能が発揮できる森林整備を進めます。

- 森林整備の担い手の確保や育成、さらには地域資源を利用できる人材の育成を進めます。特に新規就業・異業種からの参入を促進するとともに、生物多様性に配慮し長期的視点に立った森林づくり計画を指導できる愛媛型フォレスター等の指導者・技術者の確保育成に努めます。
- 森林環境税を活用し、森林整備を実施するなど生物多様性の保全を進めます。
- 生物多様性保全をより重視し資源管理を基本とする漁船漁業と環境への負荷が少ない効率的な養殖生産を進めます。

②社会経済活動における生物多様性の組み込みの取組推進

- 農地における多様な水辺環境の創生や漁場における藻場の保全等により地域の多様な生きものを育みながら生産した農林水産物であることを伝える「生きものマーク」などの生きものブランド化について検討を進めます。
- 生物多様性保全への配慮がなされた森林認証制度の普及を図り、持続可能な森林の利用と保護の推進に努めます。
- 県産材の利用拡大、未利用間伐材等の木質バイオマス資源としての利用促進に努めます。
- 都市に隣接した河川やため池では、生態系等に配慮した護岸整備や河川敷を利用した遊歩道等の整備など、多自然型の水辺づくりを進めます。
- ビオトープの創出や地域性種苗を用いる等生物多様性に配慮した工法の採用を進めます。
- 他の模範となるリサイクル製品や3Rに積極的に取り組む事業所、店舗等を優良モデルとして認定する「資源循環優良モデル認定事業」により認定した製品や取組を広く普及啓発するとともに、リサイクル製品の販路拡大に向けた支援の強化に努めます。
- 多様な主体の参加・協力による生物多様性の保全や持続可能な利用に関する優れた活動を表彰する制度を創設し、活動の促進と生物多様性の社会浸透を図ります。

③多様な地域資源の利活用の促進

- 地域特有の自然環境や、風土とかかわりの深い祭り、食・生活文化など様々な地域資源を活かす地域づくりを推進します。また、利活用による観光の振興等に取り組み、県内外へ向けた広報に努めます。
- 地域の自然、歴史、生活文化を活用した魅力あるエコツアーの造成を推進します。
- 愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会を主体とし、石鎚山系を中心とした地域においてエコツーリズムを推進するとともに、県内全域へのエコツーリズムの普及に努めます。
- エコツーリズムに係るインバウンドへの対応を進めます。

(3) 生物多様性の価値の理解と行動の促進

①生物多様性の重要性の情報発信、啓発

- 地域在来の動植物や自然環境に関心を持ち、生物多様性保全の重要性を理解するよう啓発します。

- 暮らしの中にある、多様な生きものと結びつく知恵や技能（食、薬、道具等）、身近な自然から受ける癒しなど、人や地域がそれぞれの暮らしの中で育んできた「生物多様性」を見出し、守り、伝える意識の高揚を図ります。
- 希少野生動植物の生息・生育地へのむやみな立ち入りや捕獲・採取・不当な売買・譲渡等は絶対にしないよう啓発します。
- 県民等のニーズを踏まえ、ホームページ、各種刊行物、マスメディアでの広報や研修会、セミナーなど、多様な機会を通じて普及啓発します。
- 愛鳥ポスターコンクール、生物多様性ロゴマーク等の募集などにより、県民の生物多様性保全意識の高揚に努めます。
- 農林水産業者等に対して生物多様性の理解促進を図り配慮を促します。
- 日常の散策やレクリエーション活動など地域の憩いの場であるとともに、災害時の活動拠点の機能を併せ持つ都市公園等において、展示等による生物多様性の普及啓発や、保全・再生に配慮した管理等に努めます。

②生物多様性の視点を取り入れた教育・学習・体験の活動の充実

- 小中学校、高校では、様々な機会を捉えて生物多様性の必要性や自然とのつきあい方についての理解を深めるため、愛媛の生物多様性についてのわかりやすい資料を作成し、学校教育課程における環境学習等での活用を進めるとともに、教員を対象とした研修会等を開催し、その利用促進に努めます。
- 県生涯学習センターや県総合科学博物館などにおいて、生涯学習の一環として、生物多様性保全に係る環境学習講座の充実に努めます。
- 県環境マイスター派遣制度や県職員による「出前講座」の実施などにより、地域における生物多様性保全の重要性の理解促進に努めます。
- 自然公園など豊かな自然環境だけでなく、里地、里山、里海、河川などの身近な自然やそこで生息・生育する野生動植物等に関する理解を深め、生物多様性保全の意識高揚を図るため、自然観察会などの学習機会の充実に努めます。
- 自然・歴史・文化など地域固有の資源を活かし、自然環境の適正な利活用と保全意識の啓発を図るための「エコツーリズム」の普及・定着に努めます。
- 動物愛護センターによる動物愛護教室、動物の適正飼養の普及啓発活動などで、家庭動物等の遺棄防止、終生飼育を啓発し、野生生物の保全に努めます。

③生物多様性に配慮した行動の普及

- 自然公園等の利用に当たっては、ゴミの持ち帰り、動植物の採取はしない、車両は乗り入れないなどのマナーを遵守するよう啓発します。
- 自然観察会、エコツーリズムなど自然と触れ合う機会に積極的に参加するよう啓発します。
- 地産地消に努め、特に生物多様性に配慮し生産された農林水産物への理解を深め、優先的に購入・利用するよう啓発します。
- 環境家計簿の利用などを通して、省エネ、省資源型のライフスタイルを実践し、廃棄物や温暖化がもたらす生物多様性への悪影響を軽減するよう啓発します。

(4) 未来につなぐ人材育成とネットワークの構築

①NPO法人等活動団体や企業等の取組の支援

- 地域の自主的な生物多様性保全活動を促進するため、三浦保愛基金等を通じて、活動費の助成等の支援を行います。
- 調査研究、保護活動に取り組むNPO等が、活動等を互いに検討・討議する場を設け、各主体の交流と研鑽の場づくりに努めます。
- エコツアー実施運営組織の育成支援に努めます。
- 企業のCSR活動による生物多様性保全活動の実施促進を図るための啓発を行います。

②多様な主体が連携・協働できるネットワークの構築

- 一般県民や森林ボランティア、企業等による植林や間伐等の森林づくり活動が活発化するよう、普及啓発、人材の育成、ネットワーク化など、県民が森林づくりに参画しやすいサポート体制を強化します。
- 植林、間伐などの森林整備や耕作放棄地の解消、海岸・河川・道路の清掃などに、都市住民やボランティアなどの協力が得られる仕組みの整備について検討します。
- 大学等教育機関、事業者、NPO、専門家等との交流を促進し相互連携が図られるよう、情報共有の場などネットワークづくりを推進します。

③生物多様性を支える人づくり

- 将来にわたって本県の生物多様性を引き継いでいくため、生物多様性に関する知識や経験を持ち適切に行動できる人材の発掘や保護活動を効果的かつ的確に実施するため、保護活動団体の育成・確保を進めます。
- 子ども達の環境学習や環境保全活動を通じて、生物多様性に係る人材の発掘や育成を図ります。
- 環境教育を担当する教員、環境マイスター、企業のCSR担当者、県試験研究機関職員等の生物多様性保全の指導を行う者に対する研修機会の充実等、資質向上に努めます。
- 学校や事業者等と地域環境活動を行うリーダーをつなぐコーディネーターの育成に努めます。

④生物多様性支援拠点の機能充実

- 生物多様性センターでは、生物多様性保全の調査・研究をはじめ、情報の収集・分析・公表、標本管理、普及啓発、人材育成、NPO等への専門的な支援などを総合的に行之、大学等教育機関、NPO等との連携を図ります。
- 県における野生生物の専門職員の配置や人材育成に努めます。
- 県の衛生環境研究所、病害虫防除所、農林水産研究所、総合科学博物館、動物愛護センター、動物園等が相互に連携し、生物多様性保全に係る調査・研究・情報共有を進めます。
- 個人や市町等が保有する県下の貴重な標本や資料等の情報収集・保全に努めます。

2 重点施策（今後5年間で実施）

10年先を見据えた前述1～4の行動計画の中から、本県の実情を踏まえ、今後5年間で実施すべき重要かつ緊急性の高いものを3つの重点プロジェクトに位置づけ、新たにかつ重点的に施策を展開します。

【重点プロジェクト】：平成29年度から平成33年度（2017年度～2021年度）
主な取組（詳細：参考資料）

（1）“学ぼう！”えひめの多様性 理解促進プロジェクト

- 生物多様性に関する理解や環境学習の底上げ
 - ・生物多様性の価値や暮らし等との関わりについて理解を深めるイベント等の開催
 - ・「えひめの生物多様性啓発・伝承資料」等の作成
 - ・生物多様性の保全活動に関する指導者・教員等を対象とした研修会等の開催
- 自然体験等学習機会の充実
 - ・自然観察会の充実や自然が原体験できる機会の増加
 - ・博物館や動物園など生物多様性を学べる公的な施設等が連携した学びの場の提供

（2）“つなごう！”えひめの人－生きもの－暮らし 基盤強化プロジェクト

- えひめの生物多様性拠点整備
 - ・生物多様性センター調査・研究・普及啓発機能の充実強化
- 人材育成と連携、協働、ネットワーク体制の構築
 - ・生物多様性ネットワーク会議等の開催
 - ・県民参加型生きもの調査の実施
- 事業者の取組促進
 - ・企業等における生物多様性へ配慮した事業活動と参画の促進
- 調査研究及び情報発信
 - ・愛媛県レッドリストの更新
 - ・えひめの生物多様性の状況や自然観察会等の行事など一元化した情報発信の実施
 - ・自然災害（地震・津波等）により消失の恐れのある希少動植物の調査等及び保全策の検討
- 保全活動の継続支援
 - ・えひめの生きもの応援表彰制度の創設

（3）“守ろう！・活がろう！”自然と恵み 保全・再生・活用パワーアッププロジェクト

- 開発行為に関する生物多様性配慮指針の作成
 - ・県の公共工事において、環境影響評価の対象とならない開発行為を対象とした指針の作成

- 生物多様性を支える里地・里山・里海の再生及び恵みの活用促進
 - ・NPO、JA、農林水産業者、地域住民等が連携した環境整備等の総合的な取組や、各地域の農林水産業の恵みのほか、風土と深いかかわりのある郷土料理や祭り、自然景観などを地域の資源とした地域づくり等による活性化
- 生態系ネットワークモデルエリアの設置
 - ・野生生物の生息・生育する奥山・里地里山・河川等のコアエリアを結ぶ生態系ネットワークモデルエリアの設置
- 人と野生鳥獣との共生
 - ・野生鳥獣による被害防止と適正管理、狩猟者の確保及び人材育成等
- 外来生物対策の推進
 - ・外来生物の啓発・防除、市町の防除計画策定支援

“未来につなぐ”ための大切な視点

ありふれた暮らしの中に息づいている生物多様性のしくみ

本県では、身近に豊かな自然に触れ合うことができる環境に恵まれている一方、その恩恵を享受しながら暮らしていることに、多くの人々は気付いていません。

本来、人々の暮らしの中には、多様な生きものと結びつく知恵や技能が内包されています。例えば、昔から人は木や草花、魚などの何十、何百種類の生きものを分類し、食べ物や薬、道具などとして利用し、取り過ぎて、多様な生きものからの恵みが絶えることがないよう長年の知恵を言い伝えてきました。また、現在も城や寺社、公園等にある身近な自然を癒しの空間として利用し、節句や春の七草など生きものと暮らしを結ぶ知恵が多く含まれる暦や生活習慣、生きものの季語が多数ある俳句、自然や風土と深くかかわりのある地域色豊かな祭りや郷土料理など、生きものの恵みを受けて生活しています。

このように、ありふれた暮らしの中には生物多様性のしくみが潜んでおり、これまで人や地域で守り、伝えられてきた多様な生きものとのつながりが、愛媛県の地と人の魅力を創出しているとも言えるものです。守られてきた「暮らしの中の生物多様性」を未来につなぐことは、私たちの役割であり、未来の県民も担う役割です。

3 生物多様性えひめ戦略に係る成果指標

《戦略の行動目標》

【行動目標 1】 生物多様性の保全と人の営みの調和の推進

【行動目標 2】 社会経済活動における生物多様性への配慮と恵みの活用の推進

【行動目標 3】 生物多様性の価値の理解と行動の促進

【行動目標 4】 未来につなぐ人材育成とネットワークの構築

行動目標	目標項目 (成果指標)	現況値 (H28年)	目標値 (H33年)
1	絶滅のおそれのある野生動植物の割合	9%	9%
1	特定希少野生動植物の指定	13種	18種
1	特定希少野生動植物保護区の指定	6ヶ所	8ヶ所
1	特定希少野生動植物保護管理計画の策定	4計画	6計画
1	愛媛県レッドリストの更新	—	H31年度更新
1	農地や農業用水などの保全に取り組む面積	16,180ha (H27)	22,700ha (H30)
1	棚田の保全整備地区数	230地区 (H27)	270地区 (H30)
1	森林整備面積	5,646ha/年 (H26)	9,200ha/年 (H32)
1	外来生物対策マニュアルの改訂	—	H30年度改訂
1	開発行為における生物多様性配慮指針の策定	—	策定
1	ニホンジカの生息頭数	34,493頭 (H26)	半減 (H35)
1	狩猟免許取得者の人数	4,911人 (H27)	現状より増加
1	特定外来生物防除実施計画書の策定 (環境省確認)	2市町	10市町以上
2	新エネルギー導入実績 (原油換算)	32.3万kl	更なる増加
2	資源循環優良モデル認定件数	123件 (H27)	現状より増加
2	愛媛県特別栽培農産物等認証制度 (エコえひめ) 農産物取組面積	914ha (H27)	940ha (H32)
2	自然公園・四国のみち利用者数	5,427千人 (H27)	5,750千人以上
3	生物多様性の認識度	55%	60%
3	生物多様性の意味の理解度 (内容の理解)	13%	26%
3	生物多様性啓発・学習資料の作成	5種類	8種類
3	生物多様性センターニュースレターの発行	—	2回/年
4	生物多様性ネットワーク参画団体数	—	20団体
4	「えひめの生きもの守り隊」登録者数	—	100人
4	協働化による生物多様性保全活動に係る表彰制度	—	制度創設 (件数: 1件)
4	生物多様性ネットワークモデルエリアの設置数	—	3ヶ所
4	エコツーリズムの取組を推進する団体数	—	5団体